

国土交通省  
道企第339号

19.5.31

大郷地第 42 号

平成19年5月7日

国土交通省道路局長 殿

宮城県黒川郡大郷町長 田 中

宮城県黒  
川郡大郷  
町長之印

中期的な計画の作成にあたっての意見について

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のありました  
標記のことについて、下記のとおり意見を提出します。

記

地方、特に大郷町のような純農村部では少子高齢化や人口減少が進み、さらに経済の局地集中により町財政の脆弱化が進行しており、道路網の整備があらゆる分野の振興と地域の自立的発展を図るうえで最も基本的な社会資本であることは認識しているものの、厳しい財政事情にあっては多額の負担が伴う道路の整備は遅々として進まない極めて深刻な状況にある。

よって、依頼のあった事項についての意見は次のとおりです。

・ 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

地方社会の正常な発展を支え、地域住民が一定水準のサービスを享受し、医療や買い物等への不安を払拭できるよう、都市を結ぶ高規格道路と地域の生活に密着している市町村道路とのネットワークを強化する整備促進を優先し、地域間格差を是正されたい。

また、近年に発生が予想される大型地震や異常気象による集中豪雨など災害への危機感が高まっている中、老朽化した橋梁の耐震化や緊急輸送対策の整備を優先されたい。

さらに、道路規格水準が低い地方道路は歩道の設置率も低く、歩行者の交通事故が多発している状況にあるため、安全で安心できる歩道の整備充実を優先されたい。

- ・ 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

全体のコストダウンのため適切な管理と既存施設の延命化対策を図ることが重要であります。また、新たな事業を展開する場合には、整備構想の段階から地域の要望や提言を取り入れ、事業実施にあたっては住民の理解が得られるように完成時期等スケジュールを明確に示し、その達成に向けた管理を徹底すべきであると考えます。

さらに、地方道の整備については、地域独自の創意工夫が図られるよう地方自治体への補助金制度が柔軟に活用できるような施策展開を図る必要があります。

- ・ その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関するこ

道路特定財源は、道路の整備に必要な財源を安定的に確保するため、受益者負担の原則から道路の利用者である車両の保有者等がその利用に応じて負担しているものであり、国において道路歳出を上回る税収を一般財源とすることが昨年12月に閣議決定されているが、道路整備が遅れている地方には、地域住民の生活に直結する真に必要な道路整備を進めるためにさらに重点的に配分されるべきものであります。

また、車利用の通勤者等は距離や時間をできるだけ短縮するため国道、県道、市町村道の区別なく通勤路とするものであり、通行途中で整備状況が遅れている市町村道に入りながら制限速度を守らずにスピードの出しすぎ等による交通事故を起こす傾向があります。このようなことから、通勤動向や交通量及び道路の整備状況等により道路種別に関係なく一元的に整備や管理ができるようなシステムを構築願いたい。

なお、規模の小さい本町にとって技術者の質的問題もあり、道路整備事業を行う場合に国又は県からの技術支援が受けられるようお願いしたい。